

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成28年5月9日(月)

開会 13時30分

閉会 15時08分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己 (再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当) 浅井雅之、

次長(学校教育担当) 山口颯、次長(育成支援・社会教育担当) 中嶋中、

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎 敬之、主査 古川修太郎

教育財務課 課長 中西秀行、班長 天野長志、主任 川上裕正

学校経理・施設課 課長 釜須義宏、課長補佐兼班長 村木信哉、
主査 西島一郎

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也、班長 岡村芳成、

主幹 奥山充人、主幹 佐川久美子、主幹 今高成則

小中学校教育課 課長 花岡みどり、課長補佐兼班長 萬濃正通、
充指導主事 村山文代

子育て支援課 課長 中澤和哉、主査 馬路泰行

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第6号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかか る点検及び評価(事業マネジメントシート)について	原案可決
議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第8号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第9号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第10号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定 要件等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 訴えの提起に係る専決処分について
- 報告 2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
- 報告 3 平成 29 年度三重県公立学校教員採用選考試験について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 28 年 4 月 18 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 7 号及び議案第 10 号は県議会提出前であるため、議案第 8 号から議案第 9 号は人事に関する案件であるため、報告 3 は公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 6 号を審議し、公開の報告 1 から報告 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 7 号から議案第 10 号を審議し、非公開の報告 3 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 6 号 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について（公開）

（長崎教育総務課長説明）

議案第 6 号 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。平成 28 年 5 月 9 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成 27 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 5 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 19 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。目次となっておりますが、本件につきましては、昨年度の事務の管理、執行の状況について、地教行法に基づき点検評価を行うものでございまして、ご覧の施策、プログラムについて、県の施策評価の統一様式である事業マネジメントシートの形で整理をしたものでございます。なお、今回は、第二次行動計画の策定に伴いまして、27、28年度両年度で施策の体系が異なっておりますので、27年度の成果と課題については旧の体系、28年度、今後の取組方向については、新しい体系で整理をしたものでございます。

本日の審議をふまえて、6月に議会へ報告をする予定としております。

では、1枚おめくりいただきまして、まず27年度の評価の部分でございまして、「施策221 学力の向上」ということで、施策の進展度につきましては、「B」、「ある程度進んだ」と評価をしております。理由としましては、県民指標の「学校に満足している子どもたちの割合」が目標値をやや下回ったものの、26年度と比べて数値が改善したこと、それから、5つの活動指標の達成状況を踏まえて、「ある程度進んだ」と評価をしたものでございます。満足している割合のところは、目標値85.0%に対して82.5%ということで、0.97という達成状況でございまして。

1ページから2ページにかけて、この事業は5つの基本事業で構成されております。「子どもたちの学力の定着と向上」、「社会に参画する力の育成」、「教職員の資質の向上」、「学びを支える環境づくりの推進」、「私学教育の振興」で構成しております。

2ページから3ページにかけて、例えば①で、全国学力・学習状況調査の結果をふまえた取組、②で生活習慣、読書習慣の確立といったこと、⑤で全国学力・学習状況調査について、民間機関の協力を得て取り組んだこと、あるいは、⑥でみえスタディ・チェックの取組等々を記載しております。

4ページをご覧ください。2つ目の基本事業の主にキャリア教育の部分でございまして。下の⑯をご覧ください。教育活動全体を通じたキャリア教育を推進するため、教科・科目や分掌、部活動等さまざまな場面における実践を掲載した高等学校キャリア教育実践事例集を作成しました。⑳で、県内9地域でキャリア教育推進地域連絡会議を開催し、小中高等学校、事業所、行政機関等の担当者が、今後のキャリア教育や地域を担う人材育成の方向性について共通理解を図りました。そのほかに、就職支援相談員等の外部人材の活用でありますとか、合同就職相談会を実施しました。今後も関係機関と連携を図り、計画的に就職活動を行うことが困難な生徒や障がいのある生徒等への就職支援を進める必要があると考えております。

5ページにいきまして、昨年度の大きなイベントとして、㉑で全国産業教育フェア三重大会を開催しまして、延べ約11万人の来場者がございました。専門高校で学ぶ生徒の学習成果を全国に発信することができたと考えております。

㉒以降が3つ目の基本事業であります「教職員の資質の向上」のところでございます。その中で主なものとして、㉓で文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」をふまえ、小学校における英語教育の教科化でございまして、そういったものに対応するために英語教育の中核となる教員、中学校、県立学校全ての英語教員を対象に研修を悉皆研修の形で実施をいたしました。

㉔は道徳の教育化についてでございますが、市町教育委員会等対象の推進会議や校長研修会、道徳教育推進教師研修会等を実施いたしました。また、「私たちの道徳」、および「三重県 心のノート」の計画的な活用、「私たちの道徳」の家庭・地域での活用、いわゆる持ち帰りの働きかけを行った結果、一定の改善が見られました。次のページにかけて、今後は命を大切する教育などの取組を充実させる必要がございます。

㉕以降が4つ目の基本事業で「学びを支える環境づくりの推進」の部分でございますが、全ての中学校区にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーが95校、869回訪問をするといった取組を進めてまいりました。福祉機関につながる等の対応を行って、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携してチーム支援を行うことによって、問題行動や不登校を未然に防止することにつなげてまいりました。今後、より効果的、専門的な助言あるいは援助を行えるように指導力の向上を図っていく必要があると考えております。

それから、㉖でスマートフォン等の問題でございます。昨年度は、高校生が自ら考え取り組む意見交流会、「高校生スマホサミット」を9校の参加のもと開催いたしました。今後は、そういった成果を参加校以外の学校に普及させていく必要があると考えております。

大きな施策の「学力の向上」につきましては、主なところは以上でございます。

2つ目の施策でございます。9ページ、「施策222 地域に開かれた学校づくり」でございます。進展度は「A」、「進んだ」と判断をしております。県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断をいたしました。

10ページ、成果と残された課題ですが、①コミュニティ・スクールに指定された学校数は59校、学校支援地域本部事業を実施している学校数は229校園となりました。②市町教育委員会を対象に「開かれた学校づくり推進協議会」を開催し、地域ならではの創意・工夫や学力向上に向けた取組の好事例の紹介などを行いました。併せて、教職員や地域住民等を対象にフォーラムも開催いたしまして、普及・啓発あるいは情報交換を図ってきたところでございます。今後、全ての学校においてコミュニティ・スクール等を推進するため、地域の実情に応じた支援が必要であると考えております。

1つ飛びまして、④土曜日の授業につきましては、全ての市町で実施されました。内容的には月1回程度というところが最も多くなっている状況でございます。引き続き、土曜日の授業の実施状況を把握したうえで取組成果の普及を図ることが必要であると考えております。

続きまして、3つ目の施策でございます。「施策223 特別支援教育の充実」でございます。これにつきましては、進展度は「B」、「ある程度進んだ」と判断をしております。理由としましては、県民指標の目標値は達成いたしましたが、活動指標の「学習環境の整備」の実績値が遅れておりますので、トータルとしては「ある程度進んだ」と評価をしたところでございます。

13ページの成果と課題のところですが、①早期からの一貫した支援については、パーソナルカルテの普及の状況を把握するとともに、活用の促進を図ってまいりました。

また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、成果や課題を踏まえて実施要項を改定いたしました。引継ぎを促進するためには、市町教育委員会と一層の連携を図る必要があると考えております。

2つ飛んで、④高等学校の関係です。高等学校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員5名を活用して巡回相談を実施いたしました。併せて、個別の教育支援計画等を作成するとともに、研修も実施いたしました。今後、教員の専門性の向上、支援体制の充実を図る必要があると考えております。

⑥就労の関係です。外部人材である、キャリア教育マネージャー、サポーターを活用し、生徒それぞれの適性を十分把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。次ページ、そういった取組の結果でございますが、⑦今後、障がい種別に対応した特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用を促進していく必要があると考えております。

4つ目の施策です。「施策224 学校における防災教育・防災対策の推進」です。進展度は、こちらも「B」、「ある程度進んだ」と判断をしております。県民指標が目標におよびませんでしたけれども、一定の進捗がみられたことから、「ある程度進んだ」と判断したところでございます。地域と連携した避難訓練等の実施の割合が、100%の目標に対して88.3%となっております。成果と課題でございます。16ページの④防災ノートにつきましては、昨年度、外国人児童生徒に外国版5か国語ですが、こちらを配付いたしました。併せて風水害に関する項目の充実を図るなど、見直しを行ってきたところでございます。③学校における体験型防災学習や、家庭、地域と連携した防災の取組を推進するため、職員を派遣して取り組んでまいりましたが、引き続き市町教育委員会と連携して支援をしていく必要があると考えております。

⑤県立学校施設の非構造部材の耐震対策につきまして、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策については、今後、未対策のところ結構ございますので、計画的に実施していく必要があります。なお、公立小中学校施設につきましては、引き続き、実施が遅れている市町に対し早期に完了するよう働きかけを行っていく必要があると考えております。

以上が、施策で教育委員会が主体となっている部分です。次のページが選択・集中プログラムということで、部局横断あるいは集中的に取り組まなければいけないということをつくったプロジェクトでございまして、昨年度、最終年度でございました。これについては、内容的には今申し上げました施策のところと重複しますので、22ページから23ページにかけて、このプロジェクトの推進委員からいただいたご意見の主な意見を整理しておりますので、紹介をさせていただきます。22ページ、「子どもの自己肯定感を高めるためには、子どもの話をじっくり、ゆっくり聞いて、ほめることが大事である」といったご意見や「子どもの学力向上は、先生の力量にかかっている。研修だけでは力量は上がらない。また、取組の成果が、県全体ではすぐには現れてこないが、個々の学校の取組の成果は分かるので、それを共有していくことが重要である」といったご意見、「最近是新採等若い教員の授業力が低い」といったご意見、「学校が地域のコアであるという意識が低い。「地域は外部」という思いが教員にある。教員が意識を開くことが大事だ」といったご意見、「様々な取組が行われて

いるが、優先順位をつけて、それを徹底的に深掘りしていく時期に来ているのではないかと」いったご意見をいただいたところでございます。これが、重点プログラムのところでございます。

あと、24ページ以降は、他部局の主担当にぶら下がっている事業でございます。体力の関係のところ、30ページ、31ページでございます。「施策241 学校スポーツと地域スポーツの推進」でございますが、①で、26年度、前々年度の体力の調査につきましては、全国と比較すると下回っていた状況にあったことから、体力向上に向けた目標設定や1学校1運動取組の実態把握、体力テストの継続実施による結果の有効活用等々の助言・指導を行ってまいりました。その結果、一定、そういった数値に改善が見られました。合わせて、平成27年度の調査につきましては、体力合計点で中学校男子が最高値を示し、その他のところでも全国平均を上回ることはできませんでしたが、過去最高値を示すといったところがございました。引き続き、学校・家庭・地域が連携して取組を進めていく必要があると考えております。

②子どもの体力の向上のところでは、「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催いたしました。今後、こういった就学前の子どもとその保護者を対象に、子どもの運動機会の場を増やす取組を進めていく必要があると考えております。

以上、38ページまでが前年度の評価のところでございますが、今回、施策の体系が変わりましたので戻ってしまいますが、39ページ以降が今年度の取組方向ということで整理をさせていただきました。

「施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」のところ、取組方向を40ページ、41ページに記載しております。これについても、学力の部分は重複をしますが、①では学力向上県民運動がセカンドステージに入っていくこと、②では、少人数指導のあり方についての実践的な研究や3点セットの活用、③では、教育支援事務所の設置についてを記載しております。

41ページにキャリア教育等の中で力を入れていく部分を記載しております。なお、番号の左に○を振っているのが今年度、特に力を入れていくポイントでございます。⑨社会に参画する能力と態度を備え、将来社会で活躍しようとする意欲のある児童生徒を育成するため、キャリア教育を組織的・系統的に行うための支援、地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出、外部人材を活用した就業体験の拡充等を進めてまいります。併せて、外部人材を活用した就職支援、職場定着支援等を行ってまいります。

⑩地域への愛着や絆を深め、地域社会で活躍しようとする意識を持った高校生や、グローバルな視点を身に付けた次代の専門的職業人を育成するため、地域の活性化に高校生が積極的に参画する取組、三重の食材を生かした商品開発等々を支援してまいります。⑪経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身に付いていなかったりする児童生徒を対象に「地域未来塾」による学習支援を推進してまいります。

2つ目の施策でございます。「施策222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成」でございます。特に注力する部分として、①近年、深刻ないじめやネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生をしておりますので、命を大切に教育や規範

意識の醸成が求められている状況でございますので、また、道徳の教科化へ向けて、学校全体が一体となって道徳教育を進める必要がございますので、モデル地域を指定して実践研究を進めるとともに、道徳教育推進委員会からの提案等もふまえ、命を大切にする教育など道徳教育の充実に向けた取組を推進してまいります。

3つ目の施策です。「施策223 健やかに生きていくための身体の育成」でございます。主なものとして、①就学前から高等学校まで子どもの発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善、体力向上に向けたPDCAサイクルが確立するよう、市町教育委員会と連携して学校の取組を支援してまいります。

②30年度にありますインターハイ、32年度の全国中学校体育大会、33年の国体・障害者スポーツ大会の本県での開催に向けて、運動部活動のさらなる充実を図るため、地域のスポーツ指導者を運動部活動サポーターとして派遣するとともに、指導力向上のための研修会等々を実施してまいります。インターハイの準備については、今年度、三重県実行委員会及び6つの専門部会を中心に、本格的に準備に取り組んでまいります。

次、4つ目の「施策224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進」でございます。取組方向としまして、③特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業のニーズに応じた職業教育の充実とともに、生徒本人の適性に合った職種の選択ができる職場開拓をキャリア教育マネージャー、サポーターを配置して昨年度どおり取り組んでまいります。⑤施設整備の関係で東紀州くろしお学園、かがやき特別支援学校、松阪地域の特別支援学校、3つの施設整備が並行して進んでおりますので、こちらについても進捗管理を図りながら適切に対応していきたいと考えております。

48ページです。5つ目の「施策225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」ということで、①いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困の連鎖など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラーを引き続き全ての中学校区に配置するとともに、県立高校6校を拠点にスクールソーシャルワーカーがモデル中学校区を巡回してチーム支援を行うなど、問題行動や不登校等の解決を図ってまいります。④いじめの関係でございますが、県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした総合的な視点での「いじめ防止条例（仮称）」の制定について検討を進めてまいります。

最後、「施策226 地域に開かれ信頼される学校づくり」でございます。51ページの取組方向でございます。①地域の実情に応じた三重県型コミュニティ・スクールを構築し、地域住民が学校運営や教育活動に参画・協働する仕組みの導入を図ってまいります。特に、まずは学校支援地域本部の設置拡大を図りながら、コミュニティ・スクールへのステップアップを促進してまいります。②土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用を図るため、カリキュラムの開発、外部人材等による取組を支援して成果を普及してまいります。それから、「地域未来塾」についても取組を進めてまいります。④教育改革推進会議を開催しまして、次期の県立高等学校活性化計画について、幅広い視点から検討を進めてまいります。

以上が、新年度の教育委員会が主担当の施策でございます。

あと、53ページ以降は、他部局の施策にぶら下がっている取組を記載してござい

ます。以上でございます。

【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。

岩崎委員

全体の構造としては、27年度の事業マネジメントシートは、4年分の成果をいったんまとめて、28年度の目標を設定するという構造と理解していいんですね。

教育総務課長

成果と課題の部分は4年間というわけではなくて、一応27年度という整理で書かせていただいています。

岩崎委員

27年度が、ある意味、ゴールだったんですね。そうすると、これはあまり指標にとらわれてはいけないといつも言っている自分自身がとらわれてしまうんだけど、1ページのところの一番下、「就職した県内企業に1年後定着している割合」というのが全然上がらないんじゃないかというのが課題だというふうに、残された課題のところのところでいうと、どこにこれに対する対応が書いてあるのか見えなかった。それが今度の28年度からのものにもきっちり載っていないてはいけないだろうと思います。41ページの創14と書いてあるから、これはまさに「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向として位置づけられているんですよ。それで取り上げられていけば、なおさら、なんでこんなに県内の1年後の定着率、上がっていかないんだというのは、教育委員会だけではなくて、いろんな部局できっちりと原因を総括しておかないと、KPIだから結構後で絞められると思う。だから、それにも対応できなくなっちゃうんじゃないかという気がしていて、まずは、私が見落としていたらよく分からないんですが、1ページの一番下のところの課題についての成果と残された課題の総括というのは、どこに表現があるのかというところからまず確認をしたいと思います。

教育総務課長

先に41ページから行きます。そういう意識があって、41ページの⑨のまさに言われた2行目の後段に地域に魅力ある職場、これは県内各地域に魅力あるところということを目玉事業の一つとして仕組んだ事業でございますので、そういう意識は確かに取り込んでおりますが、委員おっしゃっていただいたように、4ページ、5ページのところにキャリア教育、就職が課題だというのは確かに書いてありますが、県内に特化することが課題というのは、明記を確かにしていません。

岩崎委員

そうすると、地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出だから、魅力がないとは言わないわけね。魅力ある職場や仕事等を知る機会がないというのが現状認識ということでもいいのかな。外部人材を活用した就業体験の拡充だから、もっと就業体験をやらないかという課題が過去4年の間に浮き上がってきたという理解でいいんですか。けど、最後のほうにそれってもっとはっきり書かないといけないのではないの

でしょうか。

教育総務課長

4ページから5ページにかけてキャリア教育のところは書いてはございません。さっき言いましたように確かに県内という特化したような書きぶりは、今はしていませんので、そこは加筆をさせていただきます。

岩崎委員

もう1点、13ページの目標項目の「暫定校舎の教室数」で、目標値を0にしている、ずっと8教室残っているというのは課題だと思うのですが、残された課題のところに、これに対する表現はありましたか。

教育総務課長

直接的な表現はないか分かりません。ただ、こういった状況があるので施設整備を進めていくということで書いております。

岩崎委員

その結果として、今度の3年間の間には。

教育総務課長

暫定校舎、例えばプレハブとかの状況になってしまっていることの解消策、施設整備がこの4年間では確かにできなかったということだと思います。

岩崎委員

どうしてもこういうふうに指標に目が行くことは確かだし、そうすると、指標で達成したところは、あるいは、達成しなかった理由が、過去の振り返りのところできっちり書いてあるということが僕は必要だと思っていて、なぜ達成できなかったのかということ、そこはもう一度、少し考えていただきたい。特にキャリア教育と県内企業の就職は、「まち・ひと・しごと総合戦略」に関わることだから、これはきっちり書き込んでおいたほうがいいんじゃないかという感想でした。

委員長

ほか、よろしいですか。

森脇委員

語句の質問を一つと、目標について一つ質問です。語句については、コミュニティ・スクールを「三重県型コミュニティ・スクール」と言い替えているのは、どこが違うのかお聞きしたい。

学校教育担当次長

現行ですと、例えば四日市のように人事規定にかかわる部分を柔軟に取り扱うなど、地教行法の規定どおりでなくとも、それに準ずるような取組も含め支援し、徐々に裾野を広げながら、ステップアップも促進していこうという趣旨です。

森脇委員

福井県と似たようなものか。

学校教育担当次長

そうですね。

森脇委員

分かりました。それから、学力のところは思い切った目標を掲げていますね。39

ページを見ると、31年度で8教科、これが言えるようになったこと自体は非常にすばらしいと思いますが、見通しがあるのか、それよりも活動指標の「授業内容を理解している子どもたちの割合」で、4つの教科に分けて書いてありますが、39ページの4つに分けて書いてある数値の現状値というのは全国学調の数値ですか。それとも、ほかのところから取ってきた数値ですか。

教育長

全国学調ですね。

森脇委員

1ページの活動指標の「授業内容を理解している子どもたちの割合」というのも全国学調ですか。

学校教育担当次長

1ページのほうは、全国学調を使ってなかったため、統計的に分母が少ないのではないとか、全国と比べられないので位置付けが分かりにくいとか、理想論で言えば、100を目指すべきではないかといった議論にもなりかねませんので、39ページについては、全国学調の数値を用いました。

森脇委員

だから、数値もちょっと違ったりするんですね。分かりました。

柏木委員

28年度のマネジメントシートの教育委員会主担当部分の文言ですが、全て27年度に比べてやわらかくて気持ちのこもった施策になっているんですが、これは何か意図してこういうふうにやわらかくしたのかどうか。

教育総務課長

これは県民カビジョン第二次行動計画や教育施策大綱、教育ビジョンと並行して昨年度、議論をしていく中で、体系的にこういう修飾語を付け加えていこうという形で整理をしたものです。

柏木委員

気持ちがこもっている感じがして、他部局と比べても、また、27年度と比べてもとてもいい感じを受けたので聞いてみたかったので、ありがとうございます。

委員長

私も良いイメージは受けました。やはり人を育てていくというのは、学力は当然大事ですし、また体力も大事です。しかし、人間としてということで言うと、総合力だと思います。道徳観も大切なことだろうと思います。

あと、よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(中西教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり平成28年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。平成28年5月9日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長。

1ページをご覧ください。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。その経緯につきましては、2ページ、参考資料1のとおりです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当案件につきましては、平成26年5月から債権回収会社サービサーに債権の回収を委託し対応をしてきました。

しかし、返還金の納付が一切なく、督促にも応じないことから、平成27年2月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。当該手続は平成27年10月23日に行いましたが、平成28年3月16日に相手方から分納を希望する旨の異議申立てが裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

本件の相手方は連帯保証人であり、1ページ別紙に記載した者です。

専決処分の日は、支払督促を申立てた日である平成27年10月23日になります。

今後の対応につきましては、県では支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして別紙のとおり、次回の県議会に報告します。

今後は裁判で相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めています。

なお、支払督促制度の概要等は、参考資料2のとおりとなります。

報告は以上でございます

【質疑】

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (公開)

(釜須学校経理・施設課長説明)

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり平成28年三重県議会定例会6月定例会議へ報告するので、報告する。平成28年5月9日提出三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長。

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、今回の内容の説明を前提としまして、法律上、県が損害賠償責任を負う自動車事故につきまして、相手方と和解し損害賠償の額を定めることは、議会の議決事項ですが、県議会の議決により3千万円以下の損害賠償額の決定及びこれに伴う和解に関しましては、知事が専決処分できるものと指定されています。そして、専決処分した場合は議会への報告義務があります。

それでは、1ページめくっていただきますと、これは県議会へ報告する様式に則って作成しているものです。本報告案件は、平成27年10月19日に発生しました四日市農芸高校の公用車による交通事故に関するものです。

表の一番右の欄をご覧ください。専決年月日の欄に記載があります4月22日に知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、6月の県議会に報告する必要があります。このため、事前に教育委員会にご報告するものです。

事故の内容につきまして、この表の2列目の損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄をご覧ください。平成27年10月19日、13時5分ごろ、鈴鹿市西玉垣地内の国道23号において発生した四日市農芸高等学校に係る自動車による公務上の事故です。

少し詳しく説明いたしますと、職員が学校公用車である三菱キャンタートラックにて、県庁玄関に飾るプランターの花を県庁に配送する途中に発生したものです。公用車が23号線を津方面に向かって南方へ走行中、鈴鹿市内の交差点において、市道から進行してきた相手方軽ワゴン車の左側面に衝突したものです。相手方の車両には女性1名が乗車しておりまして、事故後、直ぐ病院に搬送され、現在も通院による治療を継続しています。公用車には職員1名が乗車しており、けがはありませんでした。学校長からの報告では、現場は信号のある交差点でしたが、職員が赤信号を見落とし、一瞬の脇見をしたことが原因と思われます。

次に、過失割合ですが、県側100、相手側は0となっています。過失割合の考え方について保険会社に確認しましたところ、公用車側の信号が赤信号であることから、負担割合としては県側が100、相手側が0とするのが妥当ということでございます。

次に、損害賠償の額です。今回の損害賠償額は936,058円となっており、相手方車両の修理費用となっています。損害額の100%を県が加入保険により賠償するものです。先ほど申しましたとおり、通院による治療が継続されておりますので、今回は物損事故としての損害額となっております。

なお、公用車であるトラック側の損害ですが、バンパーの交換など合計499,899円となっております。

それと、補足ですが、交通事故につきまして、この事故を受けて校長から嚴重注意を行うとともに、職員会議で再度、注意喚起を行ったと学校長から報告を受けております。

以上が、報告2でございます。

【質疑】

委員長

よろしいですか。

森脇委員

ということは、今、通院されている医療費等については、また別にとということですか。

学校経理・施設課長

はい。今度は人身の和解として出させていただきます。それはまだ通院中なので確定していませんので、物損と人身事故と分けて処理をさせていただきます。

岩崎委員

運転していた人が赤信号を見落としたということは、安全運転義務違反だし、これって職員の方の責任というのは免れないかと思いますが、嚴重注意ですか。

学校経理・施設課長

本件につきましては、職員の過失により発生した事案ですが、故意ではなく、また、地方自治法143条の2に規定する重大な過失には当たらないと判断されておりますので、今回は嚴重注意だけということになります。

岩崎委員

嚴重注意は学校長がしたという話だったですね。

副教育長

交通事故の場合、公安委員会なり警察での行政処分なり刑事処分が一定の基準を満たした場合の基準を持っていますので、懲戒処分、あるいは、それ未満の場合でもきちんとした注意というのがありますので、改めてそれを確認をきちっとさせていただいてというふうに考えています。

委員長

相手方、今回の損害賠償額の936,058円、要は修理代ですよ。相当大きい事故ですね。

学校経理・施設課長

重量の差がありますので大きい事故だと思います。

委員長

死亡事故にならなくて本当によかったと思います。

他に意見はよろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について (非公開)

学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第8号 職員の人事異動(市町立小中学校)について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第9号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第10号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告3 平成29年度三重県公立学校教員採用選考試験について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。